

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年 4月20日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	16番	中浦 優						
副会長	6番	岩倉 節夫						
委 員	1番	久保 一	2番	宮川 昭史	3番	鈴木 多計士		
	4番	秦 守	5番	高橋 豊文				
	7番	林 一典	8番	臼杵 慶幸	9番	宮井 章裕		
	10番	近石 義則	11番	堀江 祐二	12番	山口 靖永		
	13番	兼若 香寿美	14番	松浦 功	15番	栗田 美博		
			17番	近藤 茂義	18番	赤股 誠治		
	19番	平川 裕子						

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広			
職 員	小林 哲朗	三好 大樹	宇賀 順子	

議案等

議案第1号	農業委員会職員の任免について
議案第2号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	農地法第5条許可後の事業計画変更の件
議案第5号	非農地証明願承認の件
議案第6号	農地改良に係る届出の件
議案第7号	農用地利用集積等促進計画の件
議案第8号	その他

議事は次のとおり

会長 それではただ今より、4月の定例会を開会します。出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、10番 近石委員さん、11番 堀江委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第7号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が3件あります。御審議よろしくお願いします。

会長 それでは、議案第1号、農業委員会職員の任免について、私が説明します。1ページを開いてください。1番、篠原 朋紀（しのはら ともり）、令和8年3月31日、まんのう町農業委員会事務局職員を免ずる。2番、小林 哲朗（こばやし てつろう）、令和8年4月1日、まんのう町農業委員会事務局職員を任命するという内容の議案になります。こちらに関しては、まんのう町農業委員会規則第5条第2項で「職員は、会長が任免する。」と規定されています。4月1日のまんのう町の人事異動に伴いまして、篠原課長補佐が農林課から地域振興課へ異動、小林係長がまんのう町土地改良区から農林課へ異動ということで上程いたします。議案第1号について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 議案第1号については、異議なしということで、原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（三好）（3条申請 説明）（3条申請）

【番号1】 所有権移転（売買） 2筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■

■譲渡人事由 相手方の要望 ■譲受人事由 新規就農

■申請地 長尾字■■■■番■ 田 267 m² 他2筆 地籍合計 465 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 465 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和8年3月19日

■現地調査実施日

令和8年4月8日

■営農計画書（様式第5号）

野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転（売買） 12筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大

■申請地 吉野字■■■■番■ 田 796 m² 他 12 筆 地籍合計 5763 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 7054 m²

■自宅から申請地までの通作距離 1.0 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 8 年 3 月 26 日

■現地調査実施日

令和 8 年 4 月 8 日

■営農計画書（様式第 5 号）

水稻・野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 3】 所有権移転（贈与） 3 筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大

■申請地 四條字■■■■番■ 田 217 m² 他 3 筆 地籍合計 822 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1312 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.5km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 8 年 1 月 26 日

■現地調査実施日

令和 8 年 4 月 8 日

■営農計画書（様式第 5 号）

桃・野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 4】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■

■譲渡人事由 兼業・高齢化による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模の拡大

■申請地 四條字■■■■番■ 田 107 m² 1 筆 地籍合計 107 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2870 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 8 年 4 月 3 日

■現地調査実施日

令和 8 年 4 月 8 日

■営農計画書（様式第 5 号）

野菜・果実等を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 羽間字■■■■番■ 田 1045 m² 1筆 地籍合計 1045 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 13251.6 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年3月2日
■現地調査実施日
令和8年4月8日
■営農計画書（様式第5号）
いちじくを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 365 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 ■■■■ ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 新規就農
■申請地 東高篠字■■■■番■ 田 230 m² 1筆 地籍合計 230 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 230 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.01km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年3月25日
■営農計画書（様式第5号）
野菜を作付予定
■現地調査実施日
令和8年4月8日
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（売買） 3筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 七箇字■■■■番 田 1465 m² 他3筆 地籍合計 5267 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 13612 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年4月1日
■現地調査実施日
令和8年4月8日
■営農計画書（様式第5号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3-1)

3 月 2 4 日に現地を確認いたしました。申請人の■■■さんからお話がありましたので、先に現地を確認いたしました。4 月 1 6 日に再度、■■■さんに、申請の内容を確認いたしました。事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 2 の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 3-2)

去る 1 8 日に現地確認を行いまして、■■■さんともお会いしました。■■■さんとは連絡が取れなかったのですが、別に問題はないと思います。詳細については事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 3 と番号 4 担当委員 栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員 (補足説明 3-3. 4)

4 月 1 6 日に、近石推進委員さんと一緒に現地確認を行いました。内容は事務局の説明通りでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 5 と番号 6 の担当委員 近藤委員さん、よろしくお願いします。

近藤委員 (補足説明 3-5. 6)

4 月 1 6 日に推進委員の植田さんと一緒に現地確認をいたしました。■■■さんと■■■さんは、親戚筋になります。もうすでに無花果が植わっているようでございます。別に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
番号 6 ですが、4 月 1 6 日に現地確認をいたしました。■■■さんとは電話連絡で確認しています。■■■さんについても、琴平ですが会えませんでしたので、電話連絡で確認いたしました。現地も確認いたしました。別に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 7 の担当委員 林委員さん、よろしくお願いします。

林委員 (補足説明 3-7)

4 月 1 9 日の 1 7 時ごろに、推進委員の松崎さんと一緒に■■■さんにお会いしました。話をお聞きして、別に問題はないと思います。事務局の説明通りですのでご審議よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり

承認することに異議ございませんか。

委員全員

異議なし。

会長

異議なしということで、議案第2号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会長

次の議案ですが、申請内容に関連がありますので、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件と議案第4号、農地法第5条許可後の事業計画変更の件を合わせて議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（5条申請、5条事業変更 説明）（5条申請）

【番号1】（土地造成）／【賃借権設定】

■申請地：川東字■■■■番■ 外8筆 2939 m² 地目 畑
川東字■■■■番■ 外3筆 1515 m² 地目 田
合計面積 4454 m²

■農用地区域外

■農地区分：第2種農地 備中地池より南東側約2kmに位置し、県道粉所西造田線から、町道焼尾1号線に入ったところにある農地

■申請目的：土地造成

■申請に至った経緯：

現地は排水効率が悪く農作物の生育に悪影響があるほか、区画も狭小で営農効率が悪いとため、多大な労力を要する状況に苦慮している。この度、貸し人、借り人、双方が協議して、大規模な農地造成を行うことで営農効率が飛躍的に向上することになることから本計画に至った。

■登記簿添付：申請地13筆、併用地1筆

■被害防除計画書添付済（調整を了している）

■申請地：ブロック高4.0m 盛土0～18.85m

■排水計画：雨水 素掘水路
汚水 暗渠排水路

■資金調達計画：残高証明書

■確約書添付：

土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決

■土地利用計画図添付

■土地改良区意見書：改良区水利組合なし（上申書添付）

■排水承諾書：焼尾自治会 会長

■その他：農地復元に関する誓約書、土地賃貸借契約書、始末書

【番号2】（駐車場用地）／【賃借権設定】

■申請地：吉野下字■■■■番■ 796 m²外2筆 地目 田 合計面積 2271 m²

■農用地区域外

■農地区分：第1種農地 まんのう役場本庁舎から南側へ約600mに位置

■申請目的：駐車場用地

■申請に至った経緯：

申請者が営む既存店舗隣接地の県道交差点改良工事により、新店舗の建て替えが必要となり、現店舗敷地だけでは来客用駐車場として利用できるスペースが確保できないことから申請地を駐車場用地として利用するため、この度の申請に至った。

- 転用目的に係る事業又は施設の概要：店舗平屋建 1 棟 3579・23 m²
- 登記簿添付：申請地 3 筆、併用地 21 筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 溜枡に泥溜を確保して既設水路へ放流
汚水 公共下水道へ放流
- 資金調達計画：預金残高証明書
- 確約書添付：
土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：満濃池土地改良区
- 排水承諾書：満濃池土地改良区
- その他：会社定款、法人履歴事項全部証明書、開発行為同意書写（町）、
道路占用許可書写（町）、大規模小売店舗変更計画準備書、
道路占用許可書写（県）、道路工事承認申請書

【番号 3】（分譲住宅）／【所有権移転】

- 申請地：東高篠字■■■■番■ 303 m²外 1 筆 地目 田 合計面積 498 m²
- 農用地区域外
- 農地区分：第 2 種農地 高篠こども園から北東 450m
- 申請目的：分譲住宅
- 申請に至った経緯：
当該申請地は、後継者不在で、所有者も県外在住ということで、労働力が不足しており、管理困難ということで、当該申請地を手放してもよいということで、この度の申請に至った。
- 転用目的に係る事業又は施設の概要：木造住宅 平屋 1 棟 113.78 m²
- 登記簿添付：申請地 2 筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 排水枡を設置し、道路側溝へ排水
汚水 合併浄化槽を設置
- 資金調達計画：金融機関残高証明書
- 確約書添付：
土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、満濃池土地改良区、
香川用水土地改良区
- 排水承諾書：東高篠水利組合

【番号 4】（コンテナ置き場）／【所有権移転】

- 申請地：東高篠字■■■■番■ 669 m² 地目 田
- 農用地区域外
- 農地区分：第 2 種農地 高篠小学校の南東 950m
- 申請目的：コンテナ置き場
- 申請に至った経緯：
電気工事業や産業廃棄物の収集・運搬・処理の事業などを営んでいる
■■■■では、コンテナを大量に所有しており、以前から空のコンテナ置場が不足していた。

- 登記簿添付：申請地 1 筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：自然浸透、自然流水で西側の地先水路に放流
- 資金調達計画：通帳写し添付
- 確約書添付：土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、満濃池土地改良区、香川用水土地改良区
- 排水承諾書：東高篠水利組合
- その他：会社現在事項全部証明書、会社定款

【番号 5】（非農家の自己住宅）／【所有権移転】

- 申請地：東高篠字■■■■番■ 面積 453 m² 地目 田
- 農用地区域外
- 農地区分：第 2 種農地 高篠小学校の南南東 1 k m
- 申請目的：非農家の自己住宅
- 申請に至った経緯：
家族が増え、現状の居住スペースでは手狭となり、住宅を新築する。
- 転用目的に係る事業又は施設の概要：住宅 平屋 1 棟 115.72 m²
- 登記簿添付：申請地 1 筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 溜枡集水
汚水 合併浄化槽
- 資金調達計画：住宅ローン事前審査結果添付
- 確約書添付：土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決
- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：満濃池土地改良区
- 排水承諾書：東高篠水利組合

【番号 6】（事業用用地の拡張）／【使用貸借権設定】

- 申請地：帆山字■■■■番■ 面積 958 m² 地目 畑
- 農用地区域外
- 農地区分：第 2 種農地 仲南小学校の南東 610 k m
- 申請目的：事業用用地の拡張
- 申請に至った経緯：
■■■■の事業拡大に伴い、材料・資材、木材の搬入及び搬出、車両待機場及び資材・材料、木材加工製品の置場や積み込みのための土地が必要となった。
- 転用目的に係る事業又は施設の概要：作業用建物 平屋建てほか 879.38 m²
- 登記簿添付：申請地 1 筆、併用地 8 筆
- 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- 排水計画：雨水 自然流下、自然浸透
汚水 計画なし
- 資金調達計画：通帳の写し
- 確約書添付：土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決

- 土地利用計画図添付
- 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区
- 排水承諾書：帆山自治会水利

(5条事業計画変更申請)

【番号1】

- 申請地：東高篠字■■■■番■ 面積 683 m² 地目 田
- 許可日／番号：平成元年 12 月 20 日付け元農■第■■■■■号
- 農地区分：第2種農地 高篠小学校の南南東 1 k m
- 変更前の事業計画（時期）：貸倉庫（H2. 1. 15～H2. 7. 31）
- 変更後の事業計画（時期）：非農家の自己住宅（R8. 5. 25～R9. 4. 30）
- 転用事業者：■■■■ ■■■■
- 承継者：■■■■
- 転用事業を遂行できない理由：
 - 事業主が亡くなり、貸倉庫の建設をしないまま放置していた。
- 変更後の転用事業の必要性：
 - 承継者の家族が増え、現在の借家が手狭となったため、申請地を購入し、住宅を建設し、残地は農地として利用する。

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。議案第3号、番号1の担当委員 堀江委員さん、よろしくお願いします。

堀江委員 (補足説明 議案3号5-1)
16日に現場に行って、■■さん、■■さん、■■さんとお会いし現地も確認しました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、議案第3号、番号2について担当委員の私から説明します。

中浦会長 (補足説明 議案3号5-2)
16日に現地確認をいたしました。■■さんは遠方なのでお会いできませんでした。■■さんとはお話をお聞きました。詳細は事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、議案第3号、番号3、4、5、議案第4号、番号1の担当委員近藤委員さん、よろしくお願いします。

近藤委員 (補足説明 議案3号5-3.4.5 議案4号1)
それでは、番号3、4、5につきましてご説明いたします。番号3の■■さんにつきましては、県外にお住まいで電話をしましたが連絡がつきませんでした。■■さんには、4月16日にお伺いして現地確認をいたしました。これにつきましても、植田推進委員さんと一緒に現場確認をしております。後は事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。
番号4につきましては、上田井から吉野下へ出て行っているということで、こちらから電話連絡をして話をお聞きました。■■さんにつきましては、現地に行きまして、本人とお話しております。双方で話がまとまったようでございます。事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。
番号5につきましては、■■さんと■■さんですが、■■さんの息子さんになる

のですが、■■さんは東京の方で生活をされているようで、連絡は取れておりません。■■さんにつきましても、電話連絡だけでお話をお伺いいたしました。事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、議案第3号、番号6について担当委員 岩倉副会長さん、よろしくお願いいたします。

岩倉副会長 (補足説明 議案3号5-6)

この案件は、■■さんが元は竹炭をしていました。町営住宅が近くに来て煙が下にくるというようなことです。後は■■さんのところへ、丁度■■さんのところの、農地の真ん中に■■さんの山林がありまして幅7mと4m、深さ3mのところへ竹を抛りこんで火を付けて焼くようにしていましたが、竹藪ですから燃えたらいけないということで、両方の竹を切って設置して置いていたところ、材木を置いているということでした。材木を除けるということで、許可申請を出しております。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

会長 山口委員さん、どうぞ。

山口委員 番号1の土地造成ですが、物置するということですが許可は何年から何年までにしているのですか。何年間ですか。

事務局(小林) 3年ということでございます。許可後から3年間です。

事務局(藤原) 議案3号1の案件ですが農地造成につきましては、令和2年に農業委員会に対して農地改良届が提出されたものであります。その後香川県に確認したところ、盛土による農地造成の場合は、香川県知事から一時転用の許可を受けてくださいという指導が入りましたので、この案件になりました。現地は一部もうすでに残土が入っているという状況になっています。

会長 山口委員さん、よろしいですか。

山口委員 分かりました。

会長 他に何かございませんか。

(質疑等なし)

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号と議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第3号と議案第4号につきまして、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第5号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（非農地証明 説明）（非農地証明）

【番号1】 山林（荒廃）

■申請地：炭所西字■■■■番 地目 畑 面積 190 m²

■農地区分：第2種農地 長炭小学校より南東700m

■申請目的：山林（荒廃）

以前は露地野菜を収穫していましたが、約38年の間、耕作放棄になっており、現在は荒廃している。

地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

■登記簿添付：申請地1筆

■近隣の38年以上未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

【番号2】 山林（荒廃）

■申請地：佐文字■■■■番 地目 畑 面積 2228 m²

■農地区分：第2種農地 佐文公民館より南南東800mの林道竜王線沿道

■申請目的：山林（荒廃）

平成13年頃までは筍を収穫していましたが、その後、耕作放棄になっており、現在は荒廃している。

地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

■登記簿添付：申請地1筆

■近隣の平成13年頃以降の未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員、宮川委員さん、よろしくお願いします。

宮川委員 (補足説明 非-1)
4月15日に現地確認をいたしました。確認しましたところ、竹が生い茂っており、その後■■■さんの長男に電話で確認したところ、事務局の説明通りでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

会長 続きまして、番号2の担当委員 近石委員さん、よろしくお願いします。

近石委員 (補足説明 非-2)
4月19日に、推進委員の久染さんと■■■さんの立会の上、現地確認を行いました。詳細は事務局の説明通りですが、畑は耕作されておらず竹林です。耕作放棄により孟宗竹と雑木により荒廃された状態になっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

(質疑等なし)

会長 意見等もないようですので、採決をします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第5号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第6号、農地改良に係る届出の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（農地改良 説明）（農地改良に係る届出）

【番号1】

■申請地：長尾字■■■■番■ 外2筆 地目 田 合計面積 1496 m²

■工事の内容：農地造成（畦畔除去、基盤整地）

■工事着工時期：R8.5.1～

■切土高 30cm 盛土高 60cm

■登記簿添付：申請地3筆

■被害防除計画書添付済（調整を了している）

■土地改良区意見書：まんのう町土地改良区総代

■排水承諾書：長尾水利組合

■その他：位置図、平面図、断面図 添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 （補足説明 農地改良-1）

4月9日に現地を確認しています。4月16日に申請人にお会いしました。3筆はあまり落差がありませんので、1筆でしやすいということで、農作業の効率化を図るには必要と思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第6号について、原案のとおり受理することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第6号の件につきまして、原案のとおり、受理することに決定しました。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第7号、農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（宇賀）（農用地利用集積等促進計画 説明）

会長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質疑等なし）

会長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局（宇賀）（合意解約・返還通知について説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 続きまして、その他の2番、経営改善計画認定申請書の審査につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（平井）（経営改善計画認定申請書 説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の2番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 続きまして、その他の3番、農用地利用計画の変更につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（伊勢谷）（農用地利用計画の変更について 説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようでございますので、その他の３番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の３番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

（意見等なし）

会長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 （来月日時等説明）

５月の予定についてお知らせいたします。

農地法申請 ５月　１日（金）

締め切り

定例会 ５月２０日（水）

午前９時３０分から

会長 （閉会あいさつ）

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。